

「令和6年度脱炭素分野における国際ブランディング・プロモーション等業務委託」 に関するプロポーザル募集要項

1 業務の概要・目的等

横浜市は、2050年までの脱炭素化「Zero Carbon Yokohama」を掲げ、横浜市内で様々な取組を推進しており、国外においても脱炭素分野での国際協力事業の推進等を通じて、海外のグリーンビジネスをひきつけ、脱炭素化に向けた取組を横浜の成長につなげることを目指しているところである。さらに、こうした取組を国際社会へ発信するため、COP（国連気候変動枠組条約締約国会議）など脱炭素に関連する国際会議等や世界気候エネルギー首長誓約^{※1}、イクレイ^{※2}、CNCA^{※3}、C40^{※4}などの国際的にプレゼンスの高い都市ネットワークに参加し、また自ら脱炭素・GXに焦点を当てた国際コンベンションとして「Y-SHIP」やアジア・スマートシティ会議等を主催するなど、知見の共有や脱炭素分野の取組の国際社会への発信により、脱炭素先進都市としての国際的なプレゼンスの向上を図っているところである。

上述のような取組が評価され、2023年には横浜市長が世界気候エネルギー首長誓約の東アジア地域理事に就任し、また包摂的成長のためのOECDチャンピオン・メイヤーズに参加するなどの評価及び実績を得ているところであるが、横浜市が目指す脱炭素先進都市としての国際的なプレゼンスの向上は途上である。

脱炭素化に向けて、上述の取組を引き続き推進していくが、それだけでは国際社会における脱炭素先進都市としてのプレゼンスの向上は困難である。さらなる取組推進のひとつとして、令和6年度から、横浜市内でGREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の開催を予定している令和9年度までを脱炭素分野における国際的なブランディング・プロモーションを重点的に実施する期間と位置付け、取組の推進を考えている。

そのため、本委託では、脱炭素分野での国際ブランディング・プロモーションを開始しつつ、先に述べた重点的に実施する期間におけるプロモーション計画を、民間事業者の経験や知見・ノウハウを活用して整えた上で、複数年度を見据えた効果的な展開に生かしたいと考えている。

※1 世界144か国、12,500を超える自治体が参加する気候変動に関する世界最大の都市連盟

※2 持続可能な社会の実現を目指す都市の国際的ネットワーク

※3 Carbon Neutral Cities Alliance。脱炭素化の実現を目指す都市の国際的ネットワーク

※4 大都市気候先導グループ。温暖化対策に積極的に取り組む大都市の国際的ネットワーク

2 プロポーザルの手続き

(1) 名称

令和6年度脱炭素分野における国際ブランディング・プロモーション等業務委託

(2) 主催者

横浜市（国際局国際政策部国際連携課）

(3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、提案資格があると認めた者から提案を受ける公募型で行う。

また、本プロポーザルは、与えられた条件下において、当該委託に係る実施体制や提案者の考え方を「提案書」を通して審査・評価し、当該委託に最も適した受託候補者を特定するものとする。

3 提案資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次の項目の全てに該当する者とする。

- (1) 令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）に登載されていること。
参加意向申出書の提出時点で現に申請中の場合は、受託候補者を特定する期日までに登載が完了していること。
- (2) (1)の名簿において、営業種目「320:各種調査企画」の細目「B:コンサルティング（建設コンサル等を除く）」又は「350:その他の委託等」のいずれか、若しくは両方に登録していること。加えて、営業種目「322:映像・ビデオ制作」の細目「A:映画・ビデオ制作」及び「323:広告」（細目不問）の全てに登載されていること。なお、参加意向申出書の提出時点で現に申請中の場合は、受託候補者を特定する期日までに登載が完了していること。
- (3) (2)の条件に加えて、平成31・令和元年度以降に行政機関または企業等の事業または商品等の国際的なブランディング・プロモーションに係る業務を受託した実績があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- (7) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥る恐れがないと横浜市が認めたものを除く）でないこと。
- (9) 参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市指名停止等措置要綱（一部改正令和3年4月1日）の規定による指名停止を受けていないこと。

4 プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

プロポーザルの提出資料は、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めるもののほか、提案書作成要領に基づき作成すること。

5 プロポーザル実施スケジュール

別紙のとおり

6 事務局

横浜市国際局国際政策部国際連携課 小野寺・坂井・袴田

所在地 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

電話 045-671-3813

プロポーザル実施スケジュール

